

鎌倉時代周防国庁関係文書

はじめに 先年、横内裕人「新出千載家文書にみる造東大寺大勧進と鎌倉幕府」(『鎌倉遺文研究』12号、2003年)によって、鎌倉中期の造東大寺大勧進に関する文書を書き継いだ書継案文が紹介された。貴重な史料だが、惜しむらくは2丁分のみが遺存する断簡だった。しかし当研究所の調査により、その全体を書写したと考えられる写本が発見された。江戸時代後期の写本だが、鎌倉時代前・中期の文書を80通近くも書写しており、その大半は一般に知られていないものである。極めて注目すべき史料であるので、その概略をここに紹介したい。

史料の概要 問題の史料は、東大寺図書館4号室の未整理文書の中にあり、当研究所の調査で第2函1括1号とした。本文68紙(うち7紙白紙)に茶色引きの原表紙をつけて袋綴の四つ目綴に綴じ、題籤も付けるが、題はない。仮に「東大寺料国周防国文書集」と名づけておいた。

この史料は、表7に掲げた文書を書き継いだものである。しかし世に知られた史料は少なく、『鎌倉遺文』に収録されているのは③の1点のみである。それ以外には、建仁寺両足院蔵『靈松一枝』(東京大学史料編纂所謄写本にて確認)・三坂圭治『周防国府の研究』(積文堂、1933年)・筒井英俊「大勧進行勇」(『寧楽』8号、1927年)・村田正志「東大寺の造営と周防国衙領」(『国史学』22号、1935年)・堀池春峰「東大寺年表」(『秘宝第四巻東大寺上』講談社、1969年)に引用・言及のあるものがあるが、その出典は明らかでない。しかし先に触れたように、ここには新出の千載家旧蔵文書が、すべて配列通りに掲載されている。また②⑥の日付に「元年歟、不審」との傍注をつけている点も千載家旧蔵文書と一致する。紙幅より見て、千載家旧蔵文書は②①～②③と②⑤～②⑦の間で1丁分が脱落しているのだろう。よって1号は誤写もあるが、千載家旧蔵文書の写本と考えて誤りあるまい。

1号所収文書は、すべて東大寺大勧進関係の内容をもつ。ほとんどはその料国である周防国に関するもので、一部に肥前国関係を含む。時期的には建永元年(1206)から正嘉2年(1258)の間に収まる。それは、初代の東大寺大勧進である重源の没後の時期にあたる。この時期は栄西・行勇らが勧進となって東大寺の再建を進めた時期

だが、関係史料は多くはない。この点で本史料は、その頃の東大寺造営と、その料国周防国に関する基礎史料と言えよう。よって本来は内容に即して詳細な紹介をするべきだが、それは後日を期したい。ここでは共伴史料などから判明する基礎的事実のみを指摘しておく。

史料の性格 この史料は、他の史料とともに、計6点が袋に一括して入っており、その袋一括史料を第2函1括と名づけた。袋には「防州方由緒古記等写書入」という表書がある。その表書の如く、6点とも周防国関係史料の写しである。袋の紙背には天保3年(1832)3月6日般若寺村権七等連署届書が存在し、また2号・3号には天保9年毛利慶親判物写を引用する。そして1号と3号、4号～6号はそれぞれ同筆と判断される。6点とも天保年間をさほど下らない時期に、ほぼ同時に書写されたのだろう。

それぞれの内容は以下の通りである。2号については後述する。3号は「御当家御暦代御証書写」との外題を有し、毛利家が永禄12年(1569)以降に周防国庁に与えた判物14通を書写する。それらの文書は、全て現在、正文が東大寺宝庫文書中に現存している。4号～6号は「周防国吏務代々過現名帳」の写し。ただし一般に知られている東大寺図書館第104函851号と較べると、記述に若干簡略な点があり、5号は「周防国吏務之次第」と外題をつけている。

2号は以下の如きものである。「周防国証書略記」という外題を有し、文末には「件之外文治以往之処、当寺古文書之内散在有之候得共、確然循摠連綿之廉採摘仕、大略奉注進候」とある。本文中で毛利家を「御当家」と表現していることも勘案すると、2号は、東大寺が作成して毛利家に進上した証書の記録の控えと考えられる。

2号は、第2函1括全体の性格について示唆を与えるように思われる。というのは、2号は他の第2函1括史料の内容をふまえて作成されているからである。よって2号以外の史料とは、2号を作成する上での参考資料として書写されたものではないか、との推測が成り立つ。

すなわち2号の内容は、a「周防国執務歴代」・b「古証」・c「当時本文現存古証」・d「御当家御証判物」の4つの編目に分かれている。そしてaは東大寺大勧進の歴名だが、これは4号～6号の「周防国吏務代々過現名帳」の記述をふまえている。またb～cは周防国関係文

表7 第2函1括1号「東大寺料国周防国文書集」所収文書

文書名	日付	他見	△	2号	文書名	日付	他見	△	2号
① 大勸進権律師行勇請文写	寛喜3年4月10日	霊・三坂	△	○	④① 右大弁奉書写	10月29日			
② 関東下知状写	寛喜3年4月8日	三坂		○	④② 將軍源実朝家政所下文写	建保4年8月8日			
③ 官宣旨写	寛喜3年7月20日	宝74-17			④③ 官宣旨写	建長元年12月29日		△	○
④ 関東下知状写	貞永元年7月28日				④④ 関東御教書写	建長8年4月29日			
⑤ 六波羅施行状写	貞永元年9月24日		△	○	④⑤ 將軍源実朝家政所下文写	建曆元年9月15日			
⑥ 北条泰時時房連署状写	貞永 9月3日				④⑥ 官宣旨写	建長元年12月29日			
⑦ 九条道家御教書写	延応2年4月23日				④⑦ 関東御教書写	延応2年4月18日	堀池		
⑧ 関東御教書写	延応2年5月30日				④⑧ 六波羅施行状写	仁治元年7月18日			
⑨ 東大寺申状写					④⑨ 後堀河上皇院宣写	貞永2年3月21日			
⑩ 関東下知状写	建長8年5月20日				④⑩ 官宣旨写	貞永2年4月1日			
⑪ 関東下知状写	寛元元年5月12日		△	○	④⑪ 関東下知状写	天福元年8月21日			
⑫ 文書目録写					④⑫ 関東御教書写	天福元年8月21日			
⑬ 官宣旨写	貞永元年8月12日		△	○	④⑬ 六波羅施行状写	天福元年6月28日			
⑭ 六波羅施行状写	貞永元年8月24日		△	○	④⑭ 九条道家御教書写	寛喜3年1月11日			
⑮ 関東下知状写	貞永元年9月29日		△	○	④⑮ 某書状写				
⑯ 官宣旨写	仁治2年5月18日				④⑯ 前摂津守請文写	5月22日			
⑰ 後鳥羽上皇院宣写	建治[保カ]3年7月9日	霊			④⑰ 六波羅施行状写	寛元元年9月4日		△	
⑱ 関東御教書写	建保3年7月27日	筒井			④⑱ 六波羅探題北条重時書状写	9月4日			
⑲ 左大弁奉書写	5月24日	筒井			④⑲ 六波羅探題北条長時書状写	9月2日			
⑳ 左大史書状写	5月24日	筒井			④⑳ 関東下知状写	正嘉2年3月24日		△	○
㉑ 関東下知状写	建長5年7月6日	千載			④㉑ 六波羅施行状写	正嘉2年4月24日			
㉒ 六波羅施行状写	建長5年9月1日	千載			④㉒ 関東下知状写	貞永元年7月28日			
㉓ 関東下知状写	天福元年11月25日	千載			④㉓ 六波羅施行状写	貞永元年9月24日			
㉔ 関東下知状写	天福元年11月25日	千載			④㉔ 関東御教書写	天福元年12月12日			
㉕ 関東下知状写	天福元年11月25日	千載			④㉕ 石見国守護施行状写	12月17日			
㉖ 後堀河上皇院宣写	貞永6[2カ]年3月21日	千載			④㉖ 関東御教書写	天福元年12月12日			
㉗ 関東御教書写	天福元年11月25日	千載			④㉗ 長門国守護施行状写	天福元年12月18日			
㉘ 関東御教書写	天福元年12月22日				④㉘ 関東御教書写	天福元年12月12日			
㉙ 関東下知状写	嘉禎元年10月24日				④㉙ 関東御教書写	天福元年12月12日			
㉚ 太政官符写	建保3年10月15日	霊・筒井			④㉚ 関東御教書写	天福元年12月12日			
㉛ 將軍源実朝家政所下文写	建保4年8月6日	筒井			④㉛ 某請文写	12月21日			
㉜ 関東下知状写	寛喜3年11月26日		△	○	④㉜ 関東御教書写	天福元年12月12日			
㉝ 六波羅施行状写	寛喜3年12月19日		△	○	④㉝ 関東下知状写	天福元年8月21日			
㉞ 関東御教書写	寛喜3年11月26日				④㉞ 讃岐国守護施行状写	5月28日			
㉟ 北条時盛重時連署状写	寛喜3年12月19日				④㉟ 六波羅施行状写	天福元年6月28日			
㊱ 後鳥羽上皇院宣写	建永元年10月2日	霊			④㊱ 関東下知状写	文暦2年7月10日			
㊲ 上卿源通具宣旨写	建永元年10月11日	霊・村田	△	○	④㊲ 関東下知状写	寛喜3年12月25日			
㊳ 左大史宣旨送状写	10月16日	霊			④㊳ 関東御教書写	10月20日			
㊴ 官宣旨写	延応2年7月14日				④㊴ 関東御教書写	貞永元年3月25日			
㊵ 大府宣写	延応2年7月 日								

(備考) ・「他見」欄は以下の通り。「霊」は「霊松一枝」、「三坂」は「周防国府の研究」、「筒井」は「大勸進行勇」、「村田」は「東大寺の造営と周防国衙領」、
「堀池」は「東大寺年表」、「千載」は新出の千載家旧蔵文書、「宝」は東大寺宝庫文書に見えるもの。

・「△」欄の「△」は、△記号の付箋を貼付してあることを示す。

・「2号」欄の「○」は、当該文書写が2号にも収録されていることを示す。

書の目録で、文書自体を掲出するものも多い。その配列はすべて時代順で、b冒頭の文治2年(1186)から、d末尾は天保9年(1838)にまで及ぶ。そのうち、bの後部が1号所収文書の時期に、またcが3号所収文書の時期に相当する。その時期については、2号に所収の文書はほとんど全て、1号・3号にも収録されており、例外はdの(永禄12年)3月5日「同国司栗屋王寸連判状」(東大寺宝庫文書74-9-1の写)のみである。

そして問題の1号には、多くの付箋が添付されている。その中には△などの記号を記すものがあるが、その△の記号が、2号所収文書とほぼ対応している。表7には△記号の有無と、2号への採録状況を注記しておいた。比較すると、△記号なしで2号に採録されているのは②のみである。逆に、△を有しながら2号に採録されていないものも⑤⑦の1点のみである。△記号は、2号作成時の符号と考えることができよう。

2号所収の文書は、c・dに所収のものは全て、その正文が現在、東大寺宝庫文書中に現存する。一方bで「古証」として挙げるものは、初代大勸進の重源の時期

のもの、1号所収文書より成るが、その正文はほとんど現存しない。唯一現存するのは、重源時代の「一、建久六年防州當寺領券文一卷并正治二年流記帳一卷、即重源上人自筆在判之」とあるもので、これらはそれぞれ、建久6年(1195)9月日周防国宮野庄立券文(上司家所蔵文書)・正治2年(1200)11月日周防国阿弥陀寺領田畠注文(東大寺重要文化財指定文書8号)にあたると思われる。そしてbの末尾には「本文者文明四年国庁回禄之時焼失云々」とあり、b所収文書の正文はほとんど、文明4年(1472)の周防国庁の火災によって焼失したという。だから1号所収の時期の文書は正文が存在しなかった。よって基礎的な証書として1号が重視され、書写されたのだろう。

おわりに 1号の古写本は現在、千載家旧蔵文書の断簡が知られるのみだが、他の断簡も存在する可能性はある。また表に示したように、かつて1号所収文書を引用した文献もある。それらの追跡調査をさらに進める必要を感じているが、現時点での報告として、稿を成した次第である。
(吉川 聡)